

物品・役務に係る指名競争入札参加資格の登録に関する有効期間の変更について

物品・役務に係る指名競争入札参加資格登録の有効期間を1年間延長し、下記のとおり変更しました。

記

1 変更内容

- (1) 3年間である有効期間を、4年間に変更します。
- (2) 現有効期限（平成31年3月31日まで）について、1年間延長し、

平成32年3月31日までとします。

2 今後の手続きについて

●現在、資格登録済みの方

平成28年度～平成30年度の物品・役務に係る指名競争入札参加資格に登録済みの場合、平成31年度の資格について、更新申請の手続きは必要ありません。現在の有効期限の平成31年3月31日を平成32年3月31日に延長します。

次回の更新申請（平成32年度～平成35年度）の登録は、平成31年12月頃の予定です。

ただし、平成31年度の登録について、入札参加資格の取下げ、取扱品目の変更又は取扱品目の希望順位の変更等がある場合は、変更届の提出をお願いします。受付期間は平成31年1月下旬から2月末までを予定しています。

詳細については、12月下旬頃にホームページに掲載します。

(<http://www.city.yonago.lg.jp/suido/>)

※ 工事・測量等業務に係る有効期間（平成29・30年度）の変更はありません。申請手続きは別途必要ですのでご注意ください。

●現在資格がなく、平成31年度の新規申請をお考えの方

平成31年度分の申請受付期間は、平成31年1月下旬から2月末までを予定しています。詳細については、12月下旬頃にホームページに掲載します。

(<http://www.city.yonago.lg.jp/suido/>)

【お問合せ先】

鳥取県米子市水道局 総務課契約管財係

電話：0859-32-6119